

AED の日常点検等のポイントについて

いざという時、きちんと使えるように 日頃からAEDを点検しましょう！



いざという時に、AED（自動体外式除細動器）がきちんと使えるように日頃から点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合には、使用期限が切れていないか確認しましょう。日頃の点検が、大事な命を救います。

【日常点検での確認事項】

インジケータの確認

AEDには、正常に動くかどうかを示すためのインジケーター*が付いています。日常点検する際には、インジケータの表示を確認し、記録しておきましょう。

* AEDの状態を確認するためのランプや画面

消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベル*を付けましょう。表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。

* 製造・販売会社から提供されます。

＜AEDの設置情報登録のお願い＞

AEDの設置場所についての情報を共有し、いざという時の救命の効果を高めるために、**AEDの設置情報の登録を積極的に行ってください。**厚生労働省では、一般財団法人日本救急医療財団を通じて**全国のAED設置情報を分かりやすく公開し、AEDの積極的な活用を促しています。**登録方法等につきましては、お手持ちのAEDの販売業者または日本救急医療財団へお問い合わせください。

(参考) 日本救急医療財団 全国AEDマップ (一般財団法人日本救急医療財団)
<https://www.qqzaidanmap.jp/>

AED の点検、ここがポイント！

継続的な点検が大事

いざという時のために、AEDの点検は継続的に実施することが重要です。うっかり忘れないように、点検の記録をつけ、定期的にチェックする習慣をつけましょう。点検の担当者が代わった時は注意が必要です。点検の必要性を十分に認識するとともに、しっかり引き継ぎをしましょう。

サポートサービスの活用を！

日常の点検が難しい、忘れがちといった場合は、製造・販売会社が提供しているサポートサービスの活用を検討しましょう。また、製造・販売会社などと契約し、AEDの管理自体を委託することも可能です。提供されているサポートサービスは各社で異なりますので、詳細は、お持ちのAEDの製造・販売会社にお問い合わせください。

[サポートサービスの例]

- AEDに自己診断機能があり、自己診断した結果を製造・販売会社に自動で送信。製造・販売会社は、受信した情報を基に、メールなどで維持管理に必要な情報を購入者、または設置者に提供する。
- 購入者や設置者は、Webサイト上に設けられた専用ページに消耗品の使用期限などを登録することができ、メールなどで消耗品の交換時期のお知らせや関連情報の提供を受けることができる。

製造・販売会社からのハガキやメールに注意

電極パッドやバッテリーなどの消耗品の使用期限が近づいたら、製造・販売会社からハガキやメールで、交換のお知らせが来ることがあります。また、電極パッドやバッテリーそのものが送られてくることもあります。日頃からハガキやメールのお知らせに注意し、交換用部品が届いたら、速やかに交換しましょう。

耐用期間の確認

AED本体の耐用期間は、使用環境、稼働時間や使用回数などを考慮し、製造・販売会社が設定しています。

耐用期間はAEDの添付文書、取扱説明書に記載されていますので、必ず、確認しておきましょう。

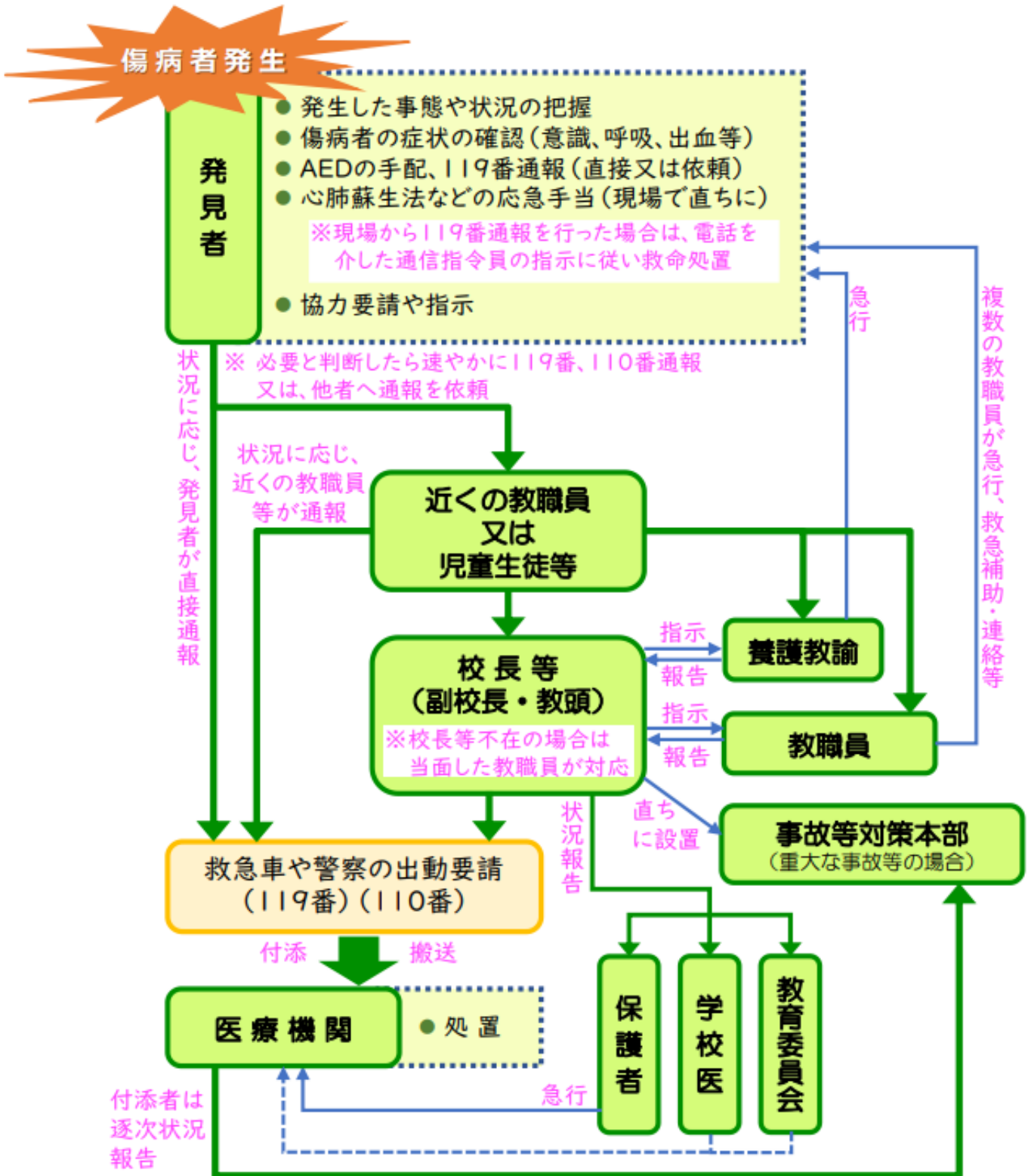
廃棄や譲渡する時は必ず連絡

AEDは高度管理医療機器、特定保守管理医療機器として、製造・販売会社が設置場所を登録・管理しています。

そのため、設置しているAEDを廃棄したり、譲渡したりする時は、必ず、製造・販売会社に連絡してください。

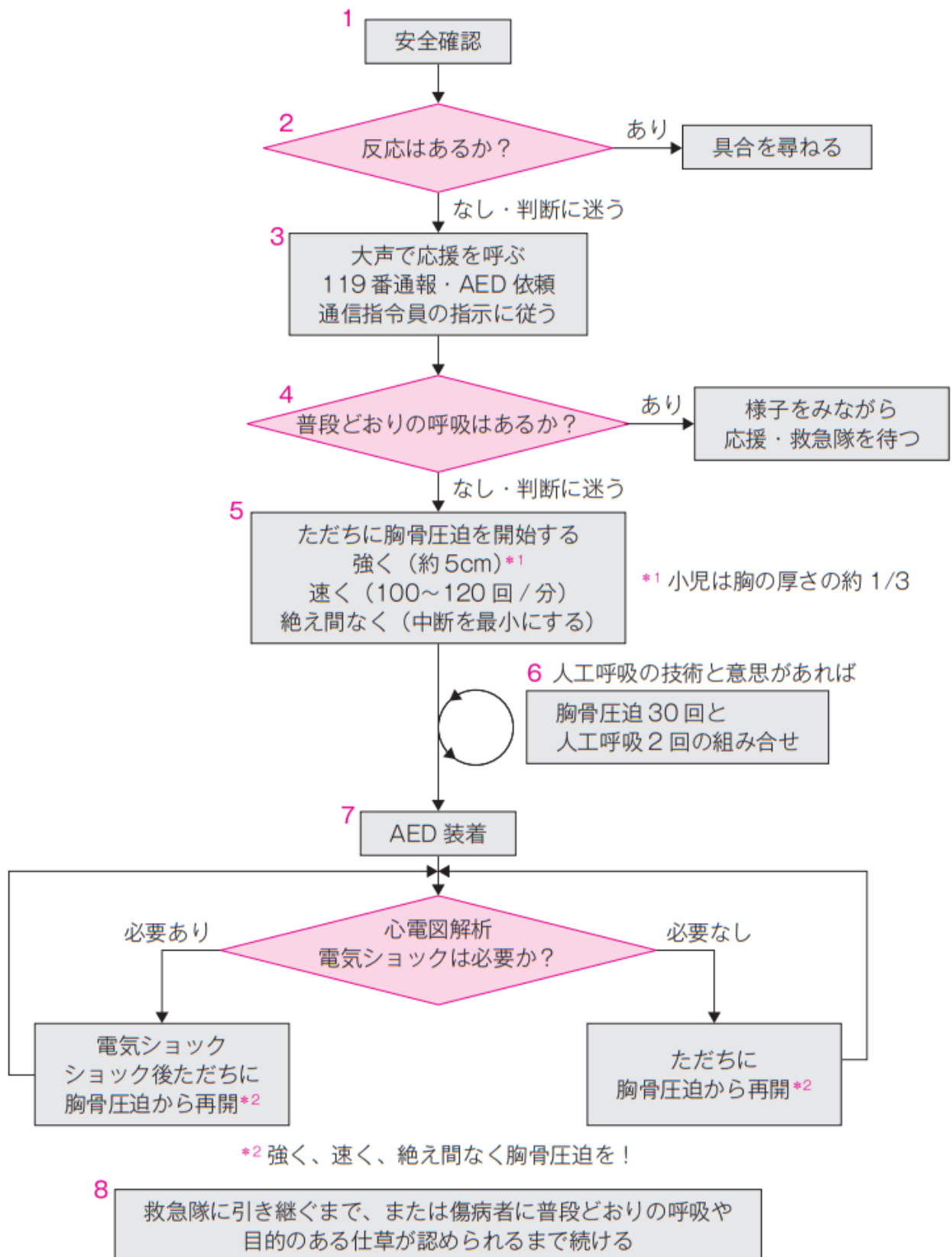
(厚生労働省資料より作成)

事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例



（「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」より引用）

主に市民が行う一次救命処置（BLS）の手順



（「JRC 蘇生ガイドライン 2020」より引用）

- AED を点検しましょう！（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/aed/index.html

- 学校の危機管理マニュアル作成の手引き（平成 30 年 2 月・文部科学省）

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoku/data/aratanakikijisyoku_all.pdf

※「事故等発生時の対応」については P.18～20 に掲載

- 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和 3 年 6 月・文部科学省）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoku/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf>

※「傷病者発生時の対応」については P.81～83 に掲載

- 救急蘇生法の指針 20202（市民用）（令和 2 年・日本救急医療財団）

https://qqzaidan.jp/wp-content/uploads/doc-shishin/shishin2020_shimin_hp.pdf